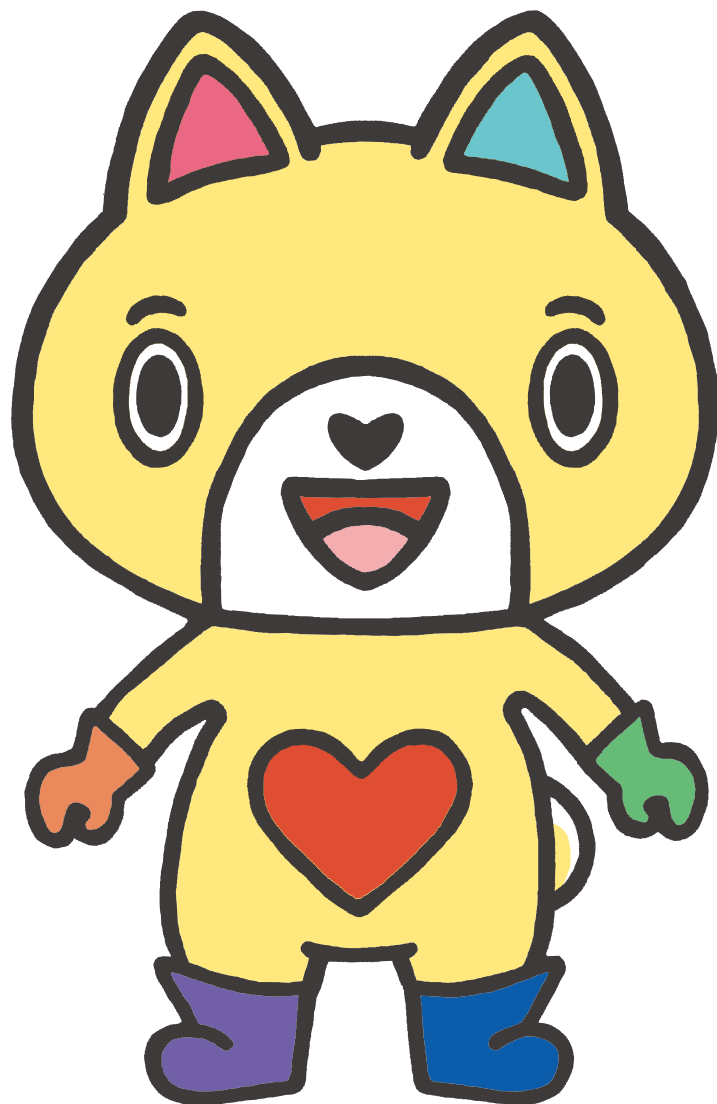


(公財)高知県人権啓発センター 人権啓発マスコットキャラクター

「こころん」デザインマニュアル



心をつなごう

公益財団法人

高知県人権啓発センター

はじめに

このマニュアルは、(公財)高知県人権啓発センター人権啓発マスコットキャラクター「こころん」を使用するに当たり、イメージの統一性を図るため、デザインに関する基本的なルールをまとめたものです。使用上の注意に留意して、ご活用ください。

使用上の注意

- 人権啓発の推進目的にご使用ください。
- キャラクターに関する一切の権利は、(公財)高知県人権啓発センターに帰属します。
- キャラクターは、基本デザイン(7種類)のうちから使用してください。
- キャラクターの使用に当たって、本マニュアル6ページに記載の「使用許諾について」「デザイン使用のルール」を遵守してください。
- キャラクターの使用に当たって、誤認混同をさける為、キャラクターと同一紙面上に「(公財)高知県人権啓発センター人権啓発マスコットキャラクター こころん」と表示してください。
- 使用目的が不適切であると判断する場合は、使用の中止等を求めることがあります。

お問い合わせ

公益財団法人高知県人権啓発センター
〒780-0870高知県高知市本町4丁目1番37号
TEL:088-821-4681FAX:088-821-4440

(公財)高知県人権啓発センター 人権啓発マスコットキャラクター

こころん



「こころん」について

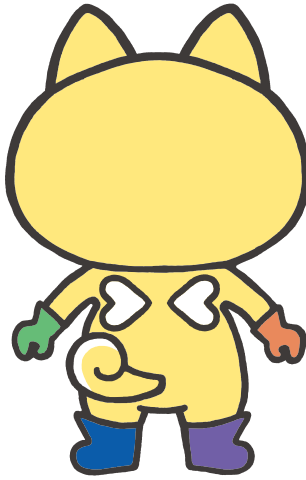
「こころん」は、高知県人権啓発センターに住み、みんなの人権をまもる犬の妖精です。いろいろな意見を聞くための大きな耳とあたたかな心を持っています。カラフルな色は多様性の尊重を表しています。

「こころん」という名前は、平成28年に公募し、1430件の中から選ばれました。コロコロとしたかわいい見た目と「こころ」という言葉が由来となっています。

 基本デザイン(7種類)



基本ポーズ



後姿



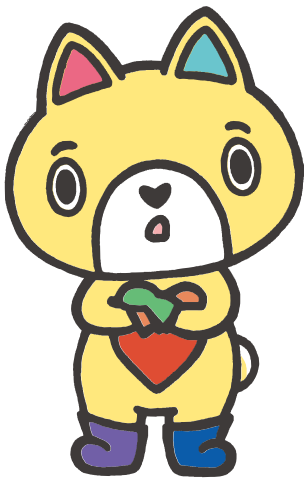
喜び



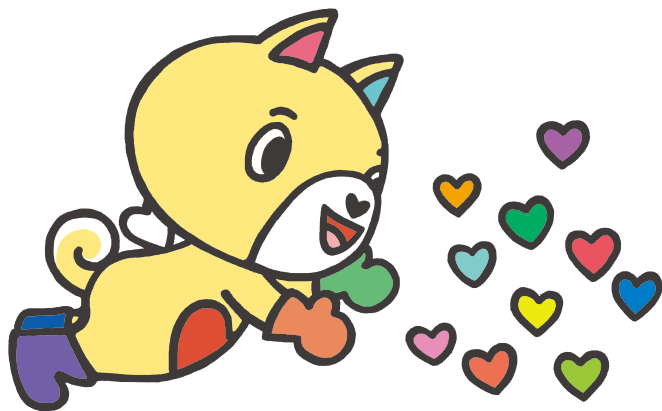
指差し(左)



指差し(右)

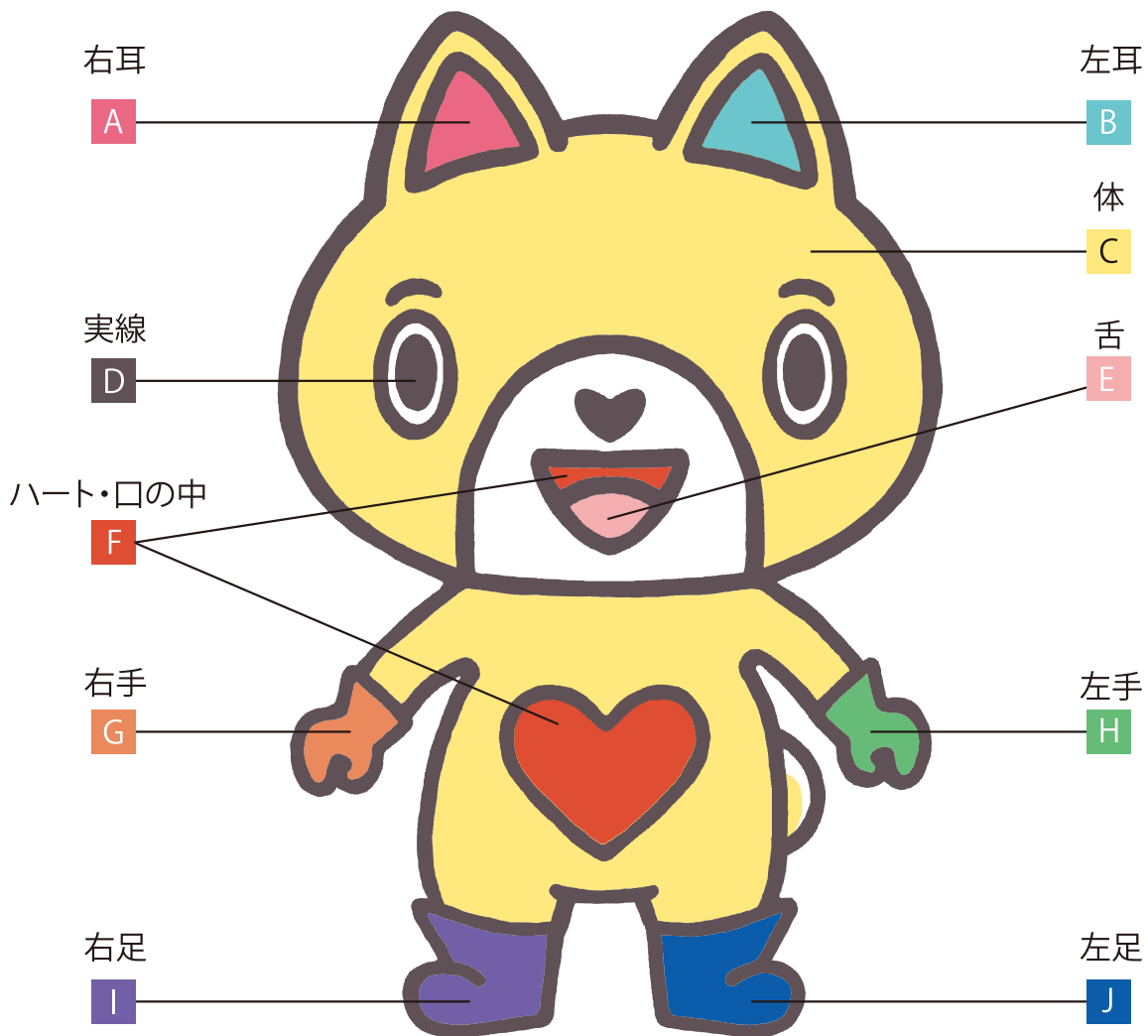


困った(考える)



ハートをふりまく

色指定表(カラー)



デザインカラー ※基準参考値

A 右耳
M72%+Y26%

B 左耳
C57%+Y22%

C 体
M9%+Y59%

D 実線
M20%+K77%

E 舌
M42%+Y20%

F ハート・口の中
C7%+M83%+Y80%

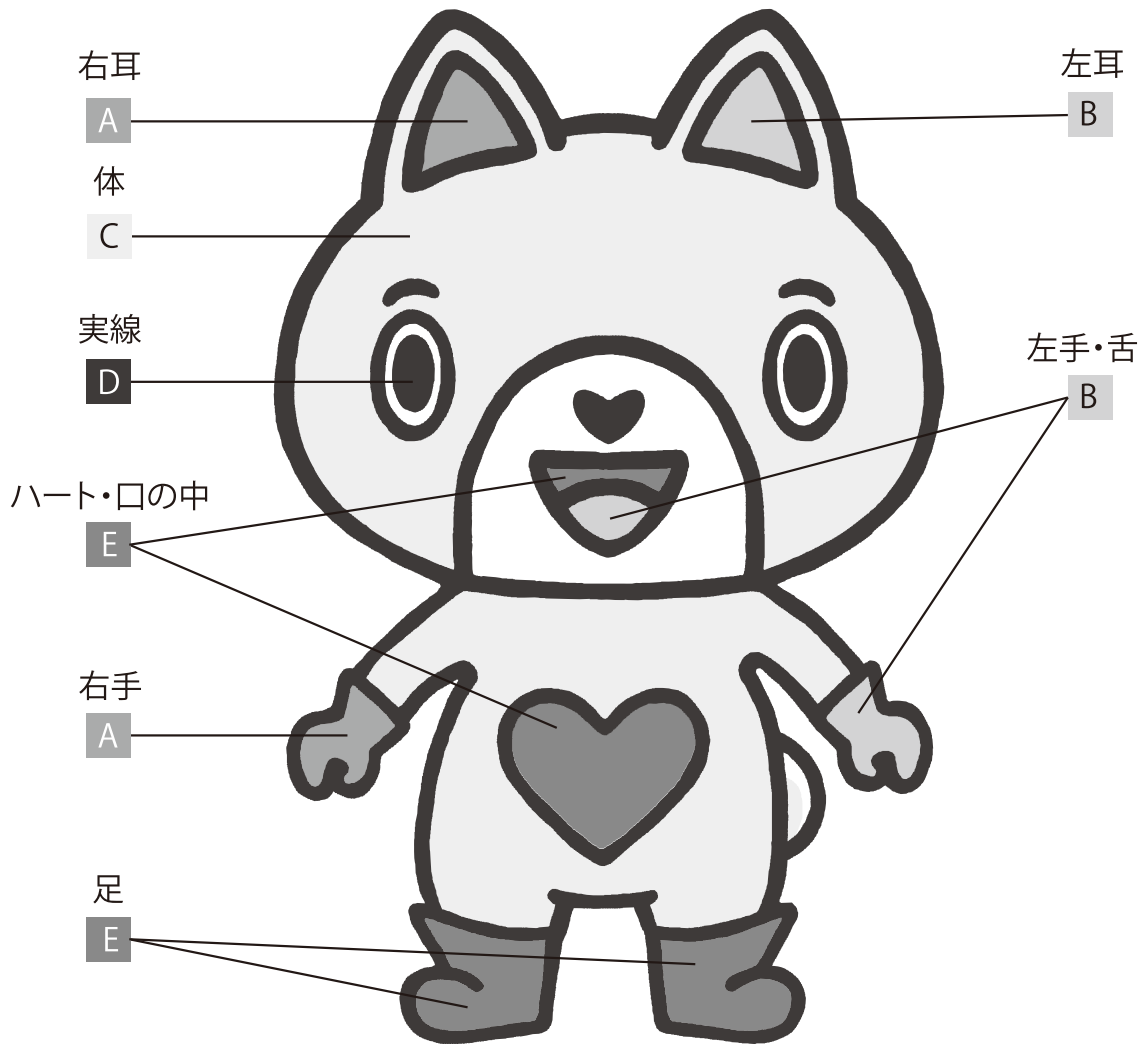
G 右手
C5%+M57%+Y62%

H 左手
C61%+Y66%

I 右足
C64%+M66%

J 左足
C89%+M62%

色指定表(モノクロ)



デザインカラー ※基準参考値

A 右耳・右手
K45%

B 左耳・左手・舌
K25%

C 体
K10%

D 実線
K90%

E ハート・口の中・足
K60%

使用許諾について

(公財)高知県人権啓発センター(以下「センター」という)の所有する人権啓発マスコットキャラクター「こころん」は、人権啓発の推進ために広く活用いただけます。

ただし、イラストを使用して不特定多数の方に配布する印刷物、看板、パッケージ、グッズなどを作成する場合には、別添の「人権啓発マスコットキャラクターの使用許諾に関する事務処理要綱」をお読みいただき、「使用許諾申請書」を提出してください。

デザイン使用のルール

キャラクターのデザインを使用するに当たっては、以下の事項を遵守してください。

- 縦横の比率を変えないこと。
- デザインの変形・反転、省略・加筆等の改変を行わないこと。
- デザインの上に他の要素(文字・図形等)を重ねないこと。
- 指定したデザインカラー以外の色を使用しないこと。
- その他、キャラクターの視認性を損なわないよう留意すること。
- キャラクターと同一紙面上に「(公財)高知県人権啓発センター人権啓発マスコットキャラクター こころん」と表示すること。

※表示が紙面上に収まらない場合など、デザイン使用に不都合がある場合はセンターと協議してください。

なお、デザインの一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、無断で複写・転載・再配布することを禁じます。また、使用者による一切の商標登録または意匠登録その他の登録を禁じます。